

## 小中学校の臨時休業の判断について

学校において感染者が発生した場合に、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要性については、保健所や学校医の助言等を踏まえて判断します。

### <臨時休業の範囲や条件>

学校で家庭内感染ではない感染者が発生した時など、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者等の出席停止に加え、教育委員会と学校が学校医と相談し、臨時休業を検討します。

## 1 臨時休業の範囲と条件

### (1) 学級閉鎖

以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合に実施する。

ア 同一の学級において複数の児童生徒及び教職員の感染が判明した場合。ただし、家庭内での感染が高い場合は除くものとする。

イ その他、設置者で必要と判断した場合

○学級閉鎖の期間としては、5日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

### (2) 学年閉鎖

複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合に実施する。

### (3) 学校全体の臨時休業

複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

## 2 タブレット端末の活用について

### (1) 感染者や濃厚接触者のみが出席停止の場合

保護者と相談のうえ、タブレット端末等を活用した学習支援を行う。

- ・健康観察
- ・課題の提示、提出など
- ・その他諸連絡

### (2) 学級閉鎖、学年閉鎖、学校全体の臨時休業の場合

上記の学習支援を行えるよう、学校全体で組織的に取り組む。

特に、通信環境のない家庭への支援については、教育委員会と連携しながら

対応する。

### 3 放課後児童クラブについて

- (1) 学級閉鎖、学年閉鎖の場合  
当該学級、学年の児童のみ利用停止
- (2) 学校全体が臨時休業の場合  
利用停止

※一人で家にいることができない児童については、学校での自主学習を可能とする。

### 4 その他

- (1) 学級閉鎖、学年閉鎖、学校全体の臨時休業に該当する児童生徒については、社会体育等への参加を控え、外出を自粛するよう促す。
- (2) 判断基準については、市ホームページ及び学校ホームページに公表する。また、9月7日以降の休業措置の状況について、学校名と休業する学級数、学年数を報道機関へ公表する。